

諮問番号：令和 7 年度諮問第 1 7 号

答申番号：令和 7 年度答申第 1 7 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和 6 年 4 月 4 日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 5 において準用する同法第 1 9 条の規定に基づく特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は、障がい程度非該当を理由として、令和 6 年 4 月 4 日付け本件処分に係る通知書の送付を受けた。障がい程度非該当の理由として、内部障がいと身体障がいの重複による行動制限について考慮すべきであるところ、内部障がいのみでの要件を満たしていないことを理由として却下されることは不当である。よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）支給要件に係る審査について

特別障害者手当の支給は、法第 3 9 条の 2 において地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とされており、都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村は、法令及び国が定める障害認定基準〔障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和 6 0 年 1 2 月 2 8 日付け社更第 1 6 2 号厚生省社会局長通知

第13次改正 令和3年12月24日障発1224第3号。以下「局長通知」という。) 別紙 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準(以下「障害認定基準」という。))に基づいて事務を行うこととなっている。

法第2条第3項、法第26条の2、法第26条の5において準用する法第19条及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「令」という。)第1条第2項各号のとおり、本件は視覚障がい及び内部障がい(腎臓障がい)による認定請求であるため、令別表第1及び令別表第2において列挙した各基準に基づき、障がい程度を評価することとなる。

(2) 障がい程度の審査について

①令第1条第2項第1号に係る障がいの認定について

視覚障がいについては、視覚障害用診断書より裸眼視力は「光覚なし」、また視力矯正不能(n.c.)であり、これにより視野検査も不能であることから、令別表第2第1号に規定される視覚障がい程度の要件に該当する。

腎臓疾患については、令別表第2のうち第6号に該当することから、障害認定基準「第三 特別障害者手当の個別基準」の「1(6) 内部障害」より、「ウ じん臓の機能障害」に基づいて評価を行う。腎臓疾患用診断書(上記視覚障害用診断書と合わせ、以下「本件診断書」という。)より、内因性クレアチニンクリアランスの値は記載がないものの血清クレアチニン値及び血液尿素窒素値は測定されており、血清クレアチニン値については障害認定基準第三の1(6)ウ(エ)に記載の「8.0mg/dl」を上回る値となっている。一方で活動能力については腎臓疾患用診断書上「家庭内での極めて温和な活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの」であり、障害認定基準の同項目における「自己の身の日常生活活動を著しく制限されるもの」とまでは評価されていない。また同項目において要件として列挙される尿毒症性心包炎、尿毒症性出血傾向、尿毒症性中枢神経症状のいずれの所見も「無」であり、その他の所見欄も特記すべき事なしとなっていることから、令別表第2第6号に規定する障がい程度に満たない。

なお、重複障がいに係る認定においては、障がいごとに状態像の基準が設けられており、これらを総合した日常生活や介護程度等について判定する規定はない。またこの基準は、単一障がいに基づく認定に際しての基準と比較して障がいの重複による状態像が一定勘案されたものとなっている。

この点、処分庁は視覚障がいの程度については障害認定基準に該当するものの、腎臓機能障がいに基づき判定する内部障がいの程度が基準に満たないとして、令第1条第2項第1号に規定される重複障がいには該当しないと判断した。したがって処分庁における各障がい程度についての評価は

妥当なものであり、違法及び不当な点はない。

なお、本件処分に際して送付した「特別障害者手当 認定請求却下通知書」の「却下した理由」において、各検査数値及び所見等について腎臓疾患用診断書のうちいずれの記載を用いて判断を行ったかの記載がないため、原処分時より明解な説明をすることが望ましい。

②令第1条第2項第3号に係る障がいの認定について

令第1条第2項第3号において評価を行う疾患は、障害認定基準「第三 特別障害者手当の個別基準」の「3 令第1条第2項第3号に該当する障害」より、内部障がいもしくはその他の疾患、または精神の障がいがあることが要件となる。本件手当の請求においては、この要件のうち内部障がいに当たる腎臓疾患用診断書が提出されていることから、これに基づき障害認定基準第三の3（1）に該当するか否かの判定を行う。

障害認定基準第三の3（1）において準用する障害認定基準「第二 障害児福祉手当の個別基準」の「4 内部障害」より「（3）腎臓の機能障害」において、令別表第1第8号に該当する要件として2つのパターンが挙げられている。

「第3 理由」の1（4）において参照した「4 内部障害」の「（3）腎臓の機能障害 エ」における状態像のうち（ア）について、前段の内因性クレアチニンクリアランス値及び推算糸球体濾過値（eGFR）は腎臓疾患用診断書上に記載がないものの、後段に記載の3種類の臨床所見はいずれも該当「無」であり、当該診断書上の⑩活動能力の程度は「家庭内での極めて温和な活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの」との記載から、自己の身の辺の日常生活活動が著しく制限される程度のものとは言えない。また（イ）において示される障がい程度については、前提要件となる表内「ア 血清アルブミン」値が異常の基準値となる2.5を上回る検査数値となっており、要件を満たさない。

この点、処分庁は腎臓疾患用診断書における検査数値は基準に該当せず、また安静度についても基準を満たさないとして、令第1条第2項第3号に規定される障がい像に合致しないと判断した。したがって処分庁における各障がい程度についての評価は妥当なものであり、違法及び不当な点はない。

（3）その他

処分庁は、原処分における通知書には記載がないものの、弁明書において令第1条第2項第2号の要件に合致するか否かについても検討を行っている。処分庁は、内部障がいについては令別表第2第6号に規定される障がい程度に該当せず、視覚障がいについては令別表第2第1号に該当するものの、3部位のうち当該障がいの他に2部位の障がいがないとして、基準に合致しないと判断している。

令第1条第2項第2号においては、「前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第2各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）」と規定されており、3部位に障がいがあることが要件となっている。このうち、1部位における障がいが令別表第2に該当し、かつ他の2部位の障がい、障害認定基準「第三 特別障害者手当の個別基準」の2（1）において示される表に規定の状態像を示した場合に手当の障がい要件に該当する。したがって、必ずしもすべての障がい、令別表第2に該当する状態像である必要はない。この点、処分庁は内部障がいに関する判断において、その障がい程度が令別表第2第6号に該当しないことを理由としているが、判断の順序としてはまず3部位の障がい、示す診断書があるかについて確認を行い、次いで令別表第2に該当する障がい、あるか、そのうえで他の2部位における障がいの程度について障害認定基準「第三 特別障害者手当の個別基準」の2（1）に規定の表に基づく判断を行うことが望ましく、処分庁の検討方法は誤解を招くおそれがある。

以上の処分庁における判断については、違法及び不当とまでは言えず本件処分に対する直接的な影響はないものの、障害認定基準に即した丁寧な検討と説明が望ましい。

以上より、処分庁の行った本件処分に至る判断及び手続は適正なものと言える。

（4）結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年8月 5日	諮問書の受領
令和7年8月 6日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：8月20日 口頭意見陳述申立期限：8月20日
令和7年8月27日	第1回審議
令和7年9月22日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

本件処分に関する法令の規定は以下のとおりである。

（1）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（抄）

第1条 この法律は、(中略) 精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条 (略)

2 (略)

3 この法律において「特別障害者」とは、20歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。

4・5 (略)

第19条 手当〔障害児福祉手当〕の支給要件に該当する者(中略)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(中略)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。(後略)

第26条の5 (前略)〔法〕第19条(中略)の規定は、手当〔特別障害者手当〕について準用する。(後略)

第39条の2 (前略)〔法〕(中略)の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(抄)

第1条 (略)

2 法第2条第3項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態は、次に定めるとおりとする。

- 一 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害(以下この項において「身体機能の障害等」という。)が別表第2各号の1に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の1に該当するもの
- 二 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合(中略)における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの
- 三 身体機能の障害等が別表第1各号(中略)の1に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの

別表第1(第1条関係)(抄)

1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの

2－7（略）

8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

9・10（略）

別表第2（第1条関係）（抄）

一 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

ロ 二（略）

二 五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの〔障害認定基準参照〕

七（略）

（3）障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）（抄）

第15条（前略）特別障害者手当の受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書（中略）に、次に掲げる書類等を添えて、手当の支給機関に提出することによつて行わなければならない。

一（略）

二 受給資格者が法第2条第3項に規定する者であることに関する医師の診断書（後略）

（4）障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について〔局長通知〕別紙 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準（抄）

第一 共通的一般事項

1・2（略）

3 障害程度の認定は、原則として、別添に定める（中略）特別障害者手当認定診断書（以下「認定診断書」という。）によつて行うこと。（後略）

4 認定診断書は、身体障害者福祉法に規定する指定医師等該当する障害又は病状に係る専門医の作成したものとするよう指導すること。

5－8（略）

第二 障害児福祉手当の個別基準

令別表第1に該当する障害の程度とは次によるものとする。

1－3（略）

4 内部障害

(1)・(2) (略)

(3)腎臓の機能障害

アウ (略)

エ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状には次のようなものがある。

(ア) 腎臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランスが15ml/分未満又は推算糸球体濾過値(eGFR)が15未満であつて、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの。

㊦尿毒症性心包炎

㊧尿毒症性出血傾向

㊨尿毒症性中枢神経症状

(イ) 次表に掲げる検査成績のうちアが異常を示し、かつ、イ又はウのいずれかが異常を示すもので、ネフローゼ症候群と診断されるもの。

区分	検査項目	単位	異常
ア	血清アルブミン	g/dl	2.5以下
イ	早朝尿蛋白量/クレアチニン比	g/g クレアチニン	2.0以上
ウ	夜間尿蓄尿蛋白量	mg/hr/m ²	40以上

オ (略)

第三 特別障害者手当の個別基準

1 令第1条第2項第1号に該当する障害

令第1条第2項第1号に該当する障害の程度とは、令別表第2各号に掲げる障害が重複するものとし、令別表第2各号に該当する障害の程度とは次によるものとする。

(1) 視覚障害

ア 視力障害

両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁〔動くものを認識できる〕以下のもの
(後略)

(2)－(5) (略)

(6) 内部障害

ア・イ (略)

ウ じん臓の機能障害

(ア)－(ウ) (略)

(エ)令別表第2第6号に該当すると思われる病状には次のような

ものがある。

じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランスが10ml/分未満、血清クレアチニンが8.0mg/dl以上又は血液尿素窒素が80mg/dl以上であつてかつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの

⑦尿毒症性心包炎

⑧尿毒症性出血傾向

⑨尿毒症性中枢神経症状（後略）

エ・オ （略）

(7)その他の疾患

ア 前各項に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合においては、その状態が令別表第2第1号から第5号までと同程度以上と認められるものであつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであるときは令別表第2第6号に該当するものとする。

イ・ウ （略）

(8)（略）

2 令第1条第2項第2号に該当する障害

令第1条第2項第2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとする。

(1)令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの

1-9 （略）

10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

11 （後略）

(2) （略）

3 令第1条第2項第3号に該当する障害

令第1条第2項第3号に該当する障害の程度とは、令別表1のうちの次のいずれかに該当するものとする。

(1)第二 障害児福祉手当の個別基準の4又は5に該当する障害を有するものであつて第三の1の(7)のウの「安静度表」の1度に該当する状態を有するもの。

(2) （略）

安静度表（厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課監修「改訂 特別障害者
手当等支給事務の手引」中央法規 平成10年 230頁）

	1	2	3	4	5
安静度	絶対安静	終日横になっている	短時間離床してよいが 主に横になっている	午前午後それぞれ安静 時間をとる	午後安静時間をとる

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び審査庁回答によれば、以下の事実が認められる。

(1) 令和6年2月28日、審査請求人は、処分庁に対して本件診断書を添付して手当の認定請求（以下「本件認定請求」という。）を行った。

本件診断書の内容（抜粋）は、次のとおりである。

(ア) 特別障害者手当認定診断書（腎臓疾患用）は次のとおりであり、令和6年2月20日に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の医師により作成されている。

項目⑨腎臓疾患（令和6年2月12日現症）

1 臨床所見

(1) 自覚症状は〇〇・〇〇、〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇いずれも「無」、(2) 他覚所見は〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、腎不全に基づく神経症状、視力障害はいずれも「無」で貧血のみ「有」、(3) 尿毒症性心包炎、(4) 尿毒症性出血傾向、(5) 尿毒症性中枢神経症状はいずれも「無」。(6) 検査成績については以下のとおり。

検査項目/検査日	R5.12.11	R6.1.8	R6.2.12
一日尿蛋白量g/日			
尿蛋白/尿クレアチニン比g/gCr			
尿蛋白（定性）			
赤血球数×10 ⁴ /μl	428	459	471
ヘモグロビンg/dl	13.4	14.7	14.7
白血球数/μl	6970	7480	8200
血小板数×10 ⁴ /μl	12.3	10.6	13.6
血清総蛋白g/dl	6.8	7.2	7
血清アルブミン改良型BCP法 g/dl	3.4	3.7	3.5
総コレステロールmg/dl			
血液尿素素素（BUN）mg/dl	70.9	65.5	83.1
血清クレアチニンmg/dl	13.19	14.26	15.2
eGFR ml/分			
1日尿量 ml/日			
内因性クレアチニンクリアランス ml/分			
動脈血（HCO ₃ ）mEq/l			

2 腎生検 (略)、3 人工透析療法 (略)

4 その他の所見 (1) 腎移植「無」(2) その他 「特記すべき事なし」

項目⑩活動能力の程度 「3 家庭内での極めて温和な活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの」に該当。

項目⑪安静を要する程度 「5 一定時間内の屋外歩行はよい(1.5時間以内)」に該当。

(イ) 特別障害者手当認定診断書(視覚障害用)は次のとおりであり、令和6年2月6日に〇〇眼科の医師により作成されている。

項目⑩視力「右裸眼 光覚なし 左裸眼 光覚なし」との記載がある。

なお、「光覚なし」とは、目の障害に関する障害等認定基準について(平成16年6月4日付け厚生労働省労働基準局長通知)における視力障害のうち「失明」(明暗を弁じ得ないもの)に該当するものである。

(2) 令和6年3月15日付けの本件認定請求に係る「特別障害者手当障害程度審査結果」において、嘱託医(眼科)は障害程度について、「令別表2 1号に該当」と判断した。

(3) 令和6年3月28日付けの本件認定請求に係る「特別障害者手当障害程度審査結果」において、嘱託医(内科)は障害程度について「該当しない」と判断した。

(4) 令和6年4月4日、処分庁は本件処分を行った。却下理由は詳細に記載されており、その理由はまず2部位の重複障害(令第1条第2項第1号)については、視覚障害については視力の良い方の目の視力が0.03以下という認定基準に該当するが、内部障害である腎臓疾患について、内因性クレアチニンクリアランス値10ml/分未満、血清クレアチニン濃度8.0mg/dl以上または血液尿素窒素が8.0mg/dl以上であってかつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は尿毒症性心包炎、尿毒症性出血傾向、尿毒症性中枢神経症状のいずれかに所見があるという認定基準に該当せず、重複障害に該当しないこととされていた。

また、内部障害のみの認定基準(令第1条第2項第3号)としては、令別表第1第8号に該当する障害を有し、安静度が1度(絶対安静)であることが認定基準となるが、提出された診断書の安静度が5度に該当するものであったことから、こちらも認定基準に該当しないとされた。

(5) 令和6年6月18日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 支給要件に係る審査について

特別障害者手当の支給は、法第39条の2において地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされており、都道府県、市又は福

社事務所を管理する町村は、法令及び国が定める障害認定基準に基づいて事務を行うこととなっている。

法第2条第3項、法第26条の2、法第26条の5において準用する法第19条及び令第1条第2項各号のとおり、本件は視覚障がい及び内部障がい（腎臓障がい）による認定請求であるため、令別表第1及び令別表第2において列挙した各基準に基づき、障がい程度を評価することとなる。

（2）障がい程度の審査について

①令第1条第2項第1号に係る障がいの認定について

審査請求人の視覚障がいについては、視覚障害用診断書より裸眼視力は「光覚なし」、また視力矯正不能（n.c.）であり、これにより視野検査も不能であることから、失明状態にあると解され、令別表第2第1号に規定される視覚障がい程度の要件に該当する。

審査請求人の腎臓疾患については、令別表第2のうち第6号に該当することから、障害認定基準「第三 特別障害者手当の個別基準」の「1（6）内部障害」より、「ウ じん臓の機能障害」に基づいて評価を行うことになる。腎臓疾患用診断書より、内因性クレアチンクリアランスの値は記載がないものの血清クレアチニン値及び血液尿素窒素値は測定されており、血清クレアチニン値については障害認定基準第三の1（6）ウ（エ）に記載の「8. 0 mg/dl」を上回る値となっている。一方で活動能力については腎臓疾患用診断書上「家庭内での極めて温和な活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの」であり、障害認定基準の同項目における「自己の身の日常生活活動を著しく制限されるもの」とまでは評価されていない。また同項目において要件として列挙される尿毒症性心包炎、尿毒症性出血傾向、尿毒症性中枢神経症状のいずれの所見も「無」であり、その他の所見欄も「特記すべき事なし」となっていることから、令別表第2第6号に規定する障がい程度に満たない。

なお、重複障がいに係る認定においては、障がいごとに状態像の基準が設けられており、これらを総合した日常生活や介護程度等について判定する規定はない。またこの基準は、単一障がいに基づく認定に際しての基準と比較して障がいの重複による状態像が一定勘案されたものとなっている。

この点、処分庁は、審査請求人から提出された本件診断書をもとに、嘱託医の判断を経て、視覚障がいの程度については障害認定基準に該当するものの、腎臓機能障がいに基づき判定する内部障がいの程度が基準に満たないとして、令第1条第2項第1号に規定される重複障がいには該当しないと判断した。したがって処分庁における各障がい程度についての評価は妥当なものであり、違法及び不当な点はない。

②令第1条第2項第3号に係る障がいの認定について

令第1条第2項第3号において評価を行う疾患は、障害認定基準「第三 特別障害者手当の個別基準」の「3 令第1条第2項第3号に該当する障害」より、内部障がいもしくはその他の疾患、または精神の障がいがあることが要件となる。本件認定請求においては、この要件のうち内部障がいにあたる腎臓疾患用診断書が提出されていることから、これに基づき障害認定基準第三の3（1）に該当するか否かの判定を行うこととなる。

障害認定基準第三の3（1）において準用する障害認定基準「第二 障害児福祉手当の個別基準」の「4 内部障害」より「（3）腎臓の機能障害」において、令別表第1第8号に該当する要件として2つのパターンが挙げられている。

「4 内部障害」の「（3）腎臓の機能障害 エ」における状態像のうち（ア）について、前段の内因性クレアチニンクリアランス値及び推算糸球体濾過値（eGFR）は腎臓疾患用診断書上に記載がないものの、後段に記載の3種類の臨床所見はいずれも該当「無」であり、当該診断書上の⑩活動能力の程度は「家庭内での極めて温和な活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの」との記載から、「自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの」とまでは評価できない。また（イ）において示される障がい程度については、前提要件となる表内「ア 血清アルブミン」値が異常の基準値となる2.5を上回る検査数値となっており、要件を満たさない。

この点、処分庁は腎臓疾患用診断書における検査数値は基準に該当せず、また安静度についても基準を満たさないとして、嘱託医の判断を経た上で、令第1条第2項第3号に規定される状態像に合致しないと判断した。したがって処分庁における各障がい程度についての評価は妥当なものであり、違法及び不当な点はない。

（3）その他

処分庁は、原処分における通知書には記載がないものの、弁明書において令第1条第2項第2号の要件に合致するか否かについても検討を行っている。処分庁は、内部障がいについては令別表第2第6号に規定される障がい程度に該当せず、視覚障がいについては令別表第2第1号に該当するものの、3部位のうち当該障がいの他に2部位の障がいがないとして、基準に合致しないと判断している。

令第1条第2項第2号においては、「前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第2各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）」と規定されており、3部位に障がいがあることが要件となっている。このうち、1部位における障がい令別表第2に該当し、かつ他の2部位の障がい障害認定基準「第三 特別障害者手当の個別基準」2（1）において示される表に規定の状態像を示した場合に令第1条第2項第

2号の障がい要件に該当する。したがって、必ずしもすべての障がい令別表第2に該当する状態像である必要はないが、本件において審査請求人は2部位の障がいを有するものに過ぎないから、令第1条第2項第2号の要件は該当しない。

以上より、処分庁の行った本件処分に至る判断及び手続は適正なものと言える。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

本件処分に際して送付した「特別障害者手当 認定請求却下通知書」の「却下した理由」においては、本件処分の理由を詳細に記載しているが、各検査数値及び所見等について腎臓疾患用診断書のうちいずれの記載を用いて判断を行ったかの記載がない。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。処分庁としては、処分理由において規範にあてはめるべき事実について可能な限り明らかにすることが望ましいと考える。

また、処分庁は、本件申請が令第1条第2項第2号の要件に合致するか否かについても記載していない。

令第1条第2項第2号においては3部位の障がいがあることが必要とされるところ、処分庁は弁明書において、基準を満たす視覚障がいの他に2部位の障がいがないとして、基準に合致しないと判断した旨説明している。

しかし、令第1条第2項においては、法第2条第3項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態については、令第1条第2項第1号から第3号まで3つの類型を示しているのであるから、本件処分においては、本来第1号から第3号のいずれにも該当しない旨の理由を示すべきであったと思われる。

本件ではいずれにせよ審査請求人は令第1条第2項各号に該当しなかったものではあるが、特別障害者手当の支給に関しては、法令の構成が非常に複雑であることから、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

委員（部会長）	野呂	充
委員	重本	達哉
委員	相間	佐基子